

栃木県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令

(平成19年11月30日)

(栃木県警察本部訓令乙第25号)

栃木県警察の遺失物取扱いに関する訓令（平成元年栃木県警察本部訓令第15号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

(年度区分)

第2条 この訓令に基づく遺失物等の取扱いは、会計年度により処理するものとする。

(用語の意義)

第3条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

(ア) 交番及び駐在所

(イ) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表の次欄に掲げるもの

(管轄区域外の取扱い)

第4条 遺失届又は拾得届があった場合は、管轄区域外のものについても取り扱わなければならない。

(物件の提出を受ける窓口)

第5条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出（以下単に「提出」という。）は、警察署又は交番等において受けるものとする。

(交番等において物件の提出を受けたときの措置)

第6条 交番等において提出を受けた場合において、拾得物件控書（別記様式第1号）及び拾得物件預り書（別記様式第2号）を作成するときは、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない。

2 前項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、現金収納袋（別記様式第3号）に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の拾得物件受取り書を作成して、これを提出者に交付するものとする。

3 前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の警察署における確認、現金収納袋に収納された現金の交番等における遺失者への返還その他現金収納袋に収納された現金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項の規定による報告及び照会は、執務時間中にあつては警察署の会計課長に、そ

れ以外の時間にあつては警察署の当番責任者又は警戒署責任者に対して行うものとする。

5 交番等においては、提出物件を、拾得物件控書と共に、速やかに警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。

6 前項の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(ア) 交番 勤務員の交替時に送付すること。

(イ) 駐在所 7日以内に送付すること。

(ウ) 別表の次欄に掲げる施設 別表の上記欄に定める方法により送付すること。

7 前2項の規定にかかわらず、令第6条に規定する高額な物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等にかんがみ適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を、拾得物件控書と共に、警察署に送付するものとする。

(施設において拾得された物件の取扱い)

第7条 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。

(拾得物件一覧簿等の記載)

第8条 拾得物件一覧簿（別記様式第4号）の記載は、警察署において、交番等から第6条第1項の規定による報告を受けたとき又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに行うものとする。

2 特例施設占有者保管物件一覧簿（別記様式第5号）の記載は、警察署において、特例施設占有者が保管する物件（以下「保管物件」という。）に係る法第17条の規定による届出を受理したときに行うものとする。

(拾得物件控書の整理)

第9条 警察署長は、拾得物件控書を受理番号の順序に整理しておかなければならない。

(遺失届を受理する窓口)

第10条 遺失届の受理は、遺失届出書（別記様式第6号）により警察署又は交番等において行うものとする。

(交番等において遺失届を受理したときの措置)

第11条 交番等において遺失届を受理したときは、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。

2 第6条第4項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。

3 交番等においては、遺失届出書を速やかに警察署に送付しなければならない。

4 第6条第6項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

(特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)

第12条 警察署長は、爆発物、銃砲等、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、地域部通信指令課に対する手配の依頼、警察署地域課又は地域交通課による手配、地域住民への広報その他必要な措置をとるものとする。

(遺失届の記録)

第12条の2 警察署長は、警察署において遺失届出書を作成したとき又は交番等から第11条第1項の規定による報告を受けたときは、栃木県警察情報管理システムによる遺失物管理システム（以下「遺失物システム」という。）により、規則第5条第2項の規定による記録をするものとする。

(遺失届の有無の確認等)

第13条 交番等において第6条第1項の規定による報告をするときは、併せて、当該提出物件について、これらとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる物件に係る遺失届の有無を照会するものとする。

2 規則第6条第1項の規定による確認は、前項の規定によるほか、警察署において、第8条の規定による拾得物件一覧簿又は特例施設占有者保管物件一覧簿の記載をするときに行うものとする。

3 前項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書（規則別記様式第11号）の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(遺失物システムによる遺失届の有無の調査等)

第14条 提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに遺失物システムに必要な事項を登録するものとする。

2 法第8条第1項（法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。）の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、遺失物システムにより行うものとする。

3 規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）になされていたことが判明したときは、警察庁システムを介するなどの方法により、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。ただし、これらの方法により照合することができない場合は、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しの送付を求めるものとする。

4 前項の規定により遺失届出書の写しの送付を受けたときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(照会書の管理)

第15条 拾得物件関係事項照会書（規則別記様式第9号。以下「照会書」という。）により照会する場合は以下の各号によるものとする。

- (1) 照会書は年度ごとに一連番号を付し適正な管理に努めること。
- (2) 発出に当たっては、文書番号を付すること。

(3) 正本のほか副本を作成し、副本については、拾得物件関係事項照会書管理簿（別記様式第7号）に編てつすること。

（提出物件等の有無の確認等）

第16条 交番等において第11条第1項の規定による報告をするときは、併せて、当該遺失届に係る物件について、これとその種類、特徴その他の事項からみて同一のものと認められる提出物件又は保管物件の有無を照会するものとする。

2 規則第7条第1項の規定による確認は、前項の規定によるほか、警察署において、第12条の2の規定による記録をするときに行うものとする。

3 前項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

（遺失物システムによる提出物件等の有無の調査等）

第17条 遺失届を受理したときは、速やかに、遺失物システムに必要な事項を登録するものとする。

2 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、遺失物システムにより行うものとする。

3 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該他の警察署長に電話により連絡を行うものとし、当該他の警察署長が警察庁のシステムを介するなどの方法により、当該遺失届出書の内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合することができない場合は、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しを送付するものとする。

4 前項の規定により遺失届出書の写しの送付を受けたときは、当該遺失届出書の写しの内容と当該提出に係る提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

5 第14条及びこの条に定めるもののほか、遺失物システムへの登録、遺失物システムによる照会その他遺失物システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

（提出物件の保管）

第18条 警察署においては、提出物件に拾得物件荷札（別記様式第8号）を付けるとともに、提出物件の亡失、滅失又はき損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫への保管その他必要な措置をとるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現金、有価証券（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）その他規則第11条各号に掲げるものに該当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げるものに該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠できる錠を備え、かつ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫に保管するものとする。

3 前2項の規定は、交番等において提出を受けた後、第6条第5項の規定による送付を行うまでの間における提出物件の保管について準用する。ただし、提出物件が、自転車その他その形状等により保管庫に保管することが適当でないものであるときは、当該物件を鎖でつないで室内に保管その他の確実な方法により保管することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、提出物件が、交番等において保管することが適当でないものであると認められる場合には、警察署長の指揮を受け、必要な措置をとるものとする。
(特殊物件等の保管)

第19条 警察署における提出物件の保管は、次により行うものとする。

- (1) 傘、衣類その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物、保管に専門的知識や技術を要する動植物、運搬が困難と認められるもの又は危険物で警察署において保管することが適当でないとして認められるものについては、適当な施設を有する者に保管を委託することができる。この場合においては、拾得物件保管請書（別様式第9号）を徴するものとする。ただし、次の各号に掲げる物件及び併せて拾得された物件の保管委託は行わないものとする。

ア 現金又は有価証券

イ 法第35条第1号に規定する物件（以下「所持禁止物件」という。）

ウ 引火性又は爆発性を有する危険物件

エ 犯罪者が置き去ったものと認められる物件

オ その価額又はその合計額が1万円以上であると明らかに認められる物件

カ 法第34条の規定により物件に関する費用請求権、報労金請求権又は所有権取得権（以下「費用請求権等」という。）を失ったもの又は放棄したもの

キ 法第35条第2号から第5号までに掲げるものに該当する物件

ク 施設占有者以外の者が拾得し、施設占有者に交付した物件で、当該拾得者が権利の全部又は一部を放棄していない（費用請求権等のいずれかを主張している）物件

ケ その他保管委託することが適当でないと思われる物件

- 2 警察署長は、施設占有者が当該施設において自ら拾得し、又は拾得者から交付を受けた物件について、施設占有者に前項の保管委託をする場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 受託者の保管能力の確認

(2) 保管委託期間中の保管状況の確認

(3) 委託期間満了時の物件の引取り

(4) その他遺失者が判明した際の必要な措置

- 3 警察署長は、第1項の規定により提出物件の保管を委託する場合において、当該施設占有者との間で前項の措置が確実に講じられることについてあらかじめ文書による協定を締結したときは、拾得物件保管請書の作成を要しない。

- 4 協定書の様式は、別に定める。

- 5 乗車船券、当選金付証券、商品券その他これに類するもののうち、警察署で保管中に払戻し期間又は引取期間が満了するものについては、その満了前に現金と引き換える等提出物件を保全するための必要な措置をとるものとする。

(提出物件の処分)

第20条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が、滅失し、又はき損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定により売却することができない物であると明らかに認められるときは、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

2 規則第14条の規定による通知（次項において単に「通知」という。）は、拾得物件処分通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法）

第21条 規則第18条第1項の規定による通知（次項において単に「通知」という。）は、遺失物確認通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

3 規則第18条第2項の規定による通知（次項において単に「通知」という。）は、拾得物件返還通知書（別記様式第12号又は別記様式第12号の2）により行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、提出者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

5 規則第18条第4項の規定による通知（次項において単に「通知」という。）のうち、物件の所有権を取得する権利を有さない提出者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する提出者に限る。）には、費用請求権通知書（別記様式第13号）により、行うものとする。

6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（本部施設における取扱い）

第22条 第3条第2号の施設における物件の取扱いは、別表の次欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の上記欄に定める警察署長の指揮監督を受けて行うものとする。

（提出物件の払出し）

第23条 警察署長は、提出物件の所有権を取得したものから提出物件の交付の請求があったときは、拾得物件預り書の提出を求め、提出者又はその代理人（以下「提出者等」という。）であることを確認して交付するものとする。

2 警察署長は、提出物件のうち現金について遺失者、提出者等から返還又は交付（以下「払出し」という。）を求められたときは、手元保管現金より払出しを行うものとする。

3 警察署長は、既に交付した拾得物件預り書について、提出者等から亡失又はき損のため再交付の申出があった場合は、その事情を調査し、拾得物件預り書の上記上部に「再交付」と朱書して交付し、拾得物件控書の備考欄にその旨を記載しておくものとする。ただし、提出物件を交付できる期間に再交付の申出があった場合は、その事情を調査し、拾得物件控書の備考欄にその経過等を記載し、受領書を徴することにより、再交付の手

続は不要とする。

- 4 警察署長は、提出物件を返還する場合は、口頭で遺失者に対し、拾得者の氏名等（住所、氏名及び連絡先をいう。以下同じ。）を説明するとともに、お知らせ（別記様式第14号）を交付するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、拾得者が当該氏名等について遺失者への通知を望まない場合は、遺失者に拾得者の氏名等の説明及びお知らせの交付を行わないものとする。
- 6 規則第20条第2項に規定された受領書の徴取については、受領書（別記様式第15号）により行うものとする。

（提出物件の整理保管）

第24条 警察署長は、保管する提出物件である現金又は提出物件を売却した代金は、県指定金融機関に預託（当座預金）しなければならない。ただし、払出しに必要な額を手元保管現金として保管することができる。

（拾得物件受払日計表の作成）

第25条 警察署長は、提出物件の受入れがあった場合は拾得物件控書により、払出しがあった場合は受領書等により、拾得物件受払日計表（別記様式第16号）を作成し、提出物件の残高を明らかにしておかなければならない。

（埋蔵物の取扱い）

第26条 警察署長は、埋蔵物として差し出された物件が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条に規定する文化財として認めたときは、同法第101条の規定により埋蔵文化財提出書（別記様式第17号）に当該物件を添えて栃木県文化振興課に提出しなければならない。ただし、所有者が判明している場合は、提出を要しない。

- 2 警察署長は、前項の規定により栃木県文化振興課に提出した埋蔵物が、鑑定の結果、文化財でないと認定され、差戻しを受けた場合は、その旨を発見者に口頭により通知するとともに、拾得物件控書の備考欄に記載し、拾得物の例により処理するものとする。

（犯罪者の置き去り物件の取扱い）

第27条 警察署長は、犯罪者が置き去ったものと認められる物件の拾得届を受理した場合は、当該物件が犯罪の実行された場所又はこれと密接な関係のある場所で拾得されたものかどうかについてその事情を判断し、明確に犯罪者が置き去ったものと認められる場合については、別に定める規定に従い取り扱うものとする。

- 2 警察署長は、犯罪者の置き去ったものと認めた物件が、その後の調査により犯罪に関係ないことが判明した場合は、直ちに拾得物に切替えの手続をしなければならない。

（所持禁止物件の取扱い）

第28条 警察署長は、令第10条に掲げる物件の拾得届を受理したときは、許可を受け、又は登録をすれば所有権を取得することができる旨を告げるとともに、当該拾得物件控書の備考欄にその旨を記載しておかなければならない。

（県等に帰属した物件の取扱い）

第29条 警察署長は、保管する提出物件の所有権が法第37条の規定により県に帰属した場合は、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）の規定に基づき、これを県の歳入に組入れるための手続をしなければならない。

- 2 警察署長は、前項の規定により県の歳入に組入れる場合は、保管金品引継調書（別記

様式第18号) により行うものとする。

3 警察署長は、第1項の規定による県の歳入組入れについては、毎年5月末日、8月末日、11月末日及び2月末日をもって県に帰属した物件を取りまとめ、それぞれの翌月末日までに実施するものとする。

4 法第37条第1項第1号に掲げる物に該当する物件についての取扱いは、別に定める。
(引継ぎ)

第30条 警察署長が交替することとなったときは、前任者は異動発令の前日現在の保管する提出物件及び関係書類について遺失物関係引継目録(別記様式第19号)を作成し、後任者に引き継がなければならない。

(検査)

第31条 本部長は、年1回又は必要と認めたときは、検査員を指定し、保管する提出物件及び関係帳簿等について検査を行わせるものとする。

2 前項の検査は、警察署長又はその代理者の立会いの上、行うものとし、検査員は、当該検査の結果について拾得物件及び帳簿検査書(別記様式第20号)を2通作成し、うち1通を警察署長に、1通を本部長に提出しなければならない。

(事故報告)

第32条 警察署長は、災害その他の事故により保管する提出物件が亡失、き損等したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

第33条 削除

附 則

1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に旧法第1条第1項又は第11条第1項の規定により警察署長に差し出されている物件については、なお従前の例による。

附 則(平22. 3. 19訓令乙第9号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平22. 3. 23訓令乙第24号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平29. 2. 21訓令乙第1号)

この訓令は、平成29年3月6日から施行する。

附 則(平29. 3. 22訓令乙第13号)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に訓令の規定により調製された様式による書面は、その訓令の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、使用することができる。

附 則(平30. 3. 1訓令乙第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令2. 3. 25訓令乙第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令3. 3. 26訓令乙第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令4. 3. 31訓令乙第14号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令5. 3. 1訓令乙第2号)

1 この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に訓令の規定により調製された様式による書面は、その訓令の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、使用することができる。

附 則(令5. 3. 31訓令乙第5号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令6. 2. 26訓令乙第6号)

この訓令は、令和6年3月1日から施行する。

附 則(令7. 3. 31訓令乙第6号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令8. 3. 27訓令乙第9号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。